

前文

- 県民に対する自然災害に対する備え（意識）を改めて啓発するとともに「災害に強い福島県」に向けた取組が必要。
- 県民が自ら及び家族の安全を自ら守る「自助」、地域住民等が相互に協力しつつ災害から自らの地域を守る「共助」、県及び市町村等の地方公共団体が行う「公助」の特性を生かし、連携した取組をすることが被害の最小化には必要。
- 生命、身体及び財産を守るために災害に強い福島県を目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

目的

- ・ 各主体が連携した防災体制の推進による「災害に強い福島県」
- ・ 各主体の役割の明確化
- ・ 各主体の取組事項の明確化

定義

基本理念

- ・ 生命及び身体の安全確保を最優先
- ・ 県民一人一人に寄り添った防災対策
- ・ 科学的知見、災害教訓を防災対策に生かす

それぞれの役割（責務）

（自助・共助・公助）

- ・ 県民の役割
- ・ 事業者の役割
- ・ 自主防災組織等の役割
- ・ 防災士の役割
- ・ 災害ボランティアの役割
- ・ 社会福祉協議会の役割
- ・ 消防団の役割
- ・ 学校等の設置者等の役割
- ・ 市町村の役割
- ・ 県の責務

第二章 各主体の取組

（自助・共助）

県民

- ・ 防災知識の習得等
- ・ 避難行動の事前計画及び訓練
- ・ 備蓄
- ・ 住宅の耐震化等
- ・ 情報収集
- ・ 避難所での行動
- ・ 自主防災組織等、消防団活動等への積極的な参加
- ・ 生活再建
- ・ 教訓の伝承

（自助・共助）

事業者

- ・ 事業継続計画の策定
- ・ 情報
- ・ 事務所等の耐震化等
- ・ 従業員への防災教育
- ・ 備蓄
- ・ 地域との連携
- ・ 安全確保
- ・ 教訓と伝達

（共助）

自主防災組織等

- ・ 防災知識の習得
- ・ 地域住民と連携した訓練・啓発の実施
- ・ 要配慮者への取組
- ・ 避難所運営

（共助）

防災士

- ・ 防災知識の啓発
- ・ 地域防災力の向上

（共助）

災害ボランティア

- ・ 防災知識の習得
- ・ 関係機関との連携

（公助）

社会福祉協議会

- ・ 災害ボランティア活動への支援
- ・ 災害ボランティアの啓発・育成

（公助）

消防団

- ・ 地域住民の安全確保
- ・ 関係機関との連携

（共助・公助）

学校等の設置者等

- ・ 災害時の安全確保
- ・ 防災教育の実施
- ・ 施設の耐震化等
- ・ 避難所としての活用
- ・ 早期の復旧
- ・ 災害教訓の伝承

（公助）

市町村

- ・ 災害予防対策
- ・ 災害応急対策
- ・ 復旧・復興対策
- ・ 災害教訓の伝承

（公助）

県

- ・ 災害予防対策
- ・ 防災士の養成及び連携
- ・ 災害応急対策
- ・ 災害ケースマネジメントの推進
- ・ 復旧・復興対策
- ・ 災害教訓の伝承